

各務原ふれあいタクシー運行事業の概要

- ・ 道路運送法の区分 → 第 4 条（営業区域の拡大）
- 運行システム → 予約乗合型運行
 - 区域運行型・各便の予約締め切り時間（概ね 1 時間前）までの事前予約が必要。
 - 運行ルートは定めず、乗車ポイントと降車ポイントを連絡。
 - 予約受付オペレーターにより配車を行う。
- ・ 運営主体 → 各務原市
- ・ 運行主体 → タクシー事業者 / 岐阜交通株式会社
- ・ 運行地区 → 各務・須衛地区 / 鵜沼南地区
 - 乗降ポイント（各務・須衛地区 25 カ所 / 鵜沼南地区 13 カ所）
 - ※各エリア停留所については地元関係者と調整済み。
- ・ 運行車両 → タクシー会社保有車両（セダン型 各地区最大 4 台ずつ）
 - ※同地区で 1 便当たり 2 台まで同時運行する。
 - ※車いす利用者については状況に応じて個別に対応する。
- ・ 運行経費 → 各務原市との 1 発車当たりの契約金額から運賃収入を差し引いた欠損額を各務原市が負担。
- ・ 利用料金 → 1 乗車 1 人 300 円
 - 未就学児は無料。障がい者手帳等をお持ちの方及び 65 歳以上の方・小学生の方は半額。
- ・ 支払方法 → 降車時に運賃を現金で支払う。
- ・ 予約方法 → 予約センターへ電話（受付時間 午前 6 時から午後 6 時）
 - 利用したい時間の 1 週間前から予約締め切り時間までに予約センターへ予約。
 - ※第 1 便の利用予約は前日までとする。
 - 受付時には名前、乗りたい時刻、乗車ポイント、降車ポイント、乗車人数、車いすの有無をオペレーターに伝え、迎えの時間を確認する。
 - （予約時に乗車定員を超えた場合にはお断りをし、次の時間帯を利用してください）
 - ※指定時刻に停留所にいない場合は予約が取り消し-
- ・ 運行日 → 毎日（ただし、12 月 29 日から 1 月 2 日は運休）
- ・ 運行時間 → 午前 6 時 45 分から午後 6 時 20 分
- ・ 運行間隔 → 1 時間に 1 便運行（各地区 1 日最大 12 往復）
- ・ 運行開始 → 平成 27 年 10 月 1 日から